

不法就労対策について

労働政策課

現状・課題

- 本県の令和7年の不法就労者数は3,518人であり、4年連続（R4～R7）で全国最多となっています。
- また、職種別では、農業従事者が不法就労者数全体の70%を占めています。
- そのため県では、不法就労の防止に向けて、産業界、県警、国などと連携して、事業者等に対する啓発・指導等に取り組んでおり、特に、農業分野の対策に力を入れております。

<県の取組の状況>

①意識啓発・指導

- 農家を中心に事業者を直接訪問して、意識啓発・指導を行っています。
【訪問件数】1,228件（R8.3末現在）
- 県警・国・市町村・関係団体等とともに地域の商業施設などでの街頭キャンペーンを通じて、県民の皆様への理解促進を図っております。

【実施状況】県民への呼びかけ・啓発物品の配布 鹿行（R7.6）約700名、県西（R7.11）約900名

◆ 不法就労は違法であることの再認識、外国人を雇い入れる際の在留資格の確認の徹底、不法就労情報の提供などについて、御理解・御協力をお願いいたします。

②外国人材適正雇用推進宣言

事業者・団体に対する**適正雇用3原則**「**不法就労者を雇わない、雇わせない、見過ごさない**」の宣言に向けた働きかけを行っています。【宣言申出件数】1,648件（R8.3末現在）

- ◆ 業界やサプライチェーン全体での自主的な取組を推進していただくようお願いいたします。
（例）不法就労を許さない姿勢を県内外に向けて発信、不法就労者を雇っている事業者とは取引しない、県との連携（広報周知、情報収集・提供など）等

③不法就労の実態把握

不法就労の実態把握に努め、事業者・団体からの聞き取りや通報などにより、不法就労やその助長など違法と疑われる事態を把握した場合には、**県警をはじめとする取締権限を持つ機関に対して、迅速な情報提供**を行っています。

【取締機関への情報提供数】40件（R8.3末現在） 県警から地検への書類送致に繋がった事案あり

④農業における適正雇用に向けた説明会

農業において不法就労が多い理由として、農家や団体からは、農業は繁閑の差が激しく、植え付けや収穫など繁忙期だけ、作業を依頼しやすい不法就労者に頼ってしまうケースが多いとの声が届いています。そのため、県では、短期間での人材確保も可能な手段の一つとして、**農家と特定技能外国人の派遣事業者とのマッチング・個別相談ができる場を提供**しています。

【R7開催実績】水戸(8/27)農家等57名、派遣事業者8社、鉾田(9/29)農家等52名、派遣事業者9社、筑西(9/30)農家等52名、派遣事業者7社、土浦(1/22)農家等24名、派遣事業者8社、行方(3/5)農家等33名、派遣事業者8社、下妻(3/6)農家等34名、派遣事業者7社

今後の対応

- 国に対し出入国管理等の強化を働きかけるとともに、県としても、**不法就労の防止を目的とした条例制定**の進捗を進めるなど、取組の更なる強化を図ってまいります。
- 県民・事業者の皆様におかれましては、各地域・各業界を挙げて、本県の不法就労の防止に向けた取組に御理解と御協力をお願いいたします。



職員による巡回



街頭キャンペーン



農業における適正雇用に向けた説明会

問合せ先

労働政策課外国人適正雇用推進室

電話：029-301-3849

電子メール：rousei8@pref.ibaraki.lg.jp



外国人材適正雇用
推進宣言制度
ステッカー